

厚木市生涯学習推進会議委員公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市生涯学習推進会議委員(以下「委員」という。)の公募に関し、必要な事項を定める。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する者で18歳以上の者

ア 市内に居住する者

イ 市内に通学し、又は通勤する者

ウ 市に対し納税の義務を負う者

(2) 本市における他の審議会等の委員でない者

(3) 本市の議員及び職員でない者

(公募委員)

第3条 公募による委員数は、原則として委員総数の20パーセント以上とし、委員全体の男女の割合が同じとなるよう努めるものとする。

(委員の公募方法)

第4条 公募による委員は、広報あつぎ及び厚木市ホームページで募集するものとする。

2 委員に公募する者は、厚木市生涯学習推進会議委員応募申込書(別紙様式)の提出を求めるものとする。

(選考委員会の設置)

第5条 委員の選考に当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、次の職にある者をもって構成する。

(1) 生涯学習主管部長

(2) 生涯学習主管課長

(3) 生涯学習関係課長

3 選考委員会には、選考委員長をおき、生涯学習主管部長の職にある者をもって充てるものとする。

4 選考委員会は選考委員長が招集する。

5 選考委員会の庶務は、生涯学習主管課において処理する。

(委員の選考)

第6条 委員の選考は、選考委員会において行う。

2 委員の選考に当たっては、年齢、性別、社会的活動の経験、応募の動機等を総合的に考慮するものとする。

(選考の結果)

第7条 選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。
- 2 厚木市生涯学習推進会議委員公募要領（平成 21 年 8 月 15 日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和 6 年 2 月 8 日から施行する。